

地域環境管理計画における土地利用計画の 位置付けに関する基礎的研究*

A Study on Land Use Planning under the Regional Environmental Management Plan

中村 隆司**

By Takashi Nakamura

The Regional Environmental Management Plan by the local government is not plan which is based upon any particular law. Its form, purposes, and methods, are diverse. Its planning scope has been expanded into the areas of urbanization and the active creation of comfortable environment. This paper aims to investigate the characteristics of land use planning under the Regional Environmental Management Plan. Land utilization is considered to be an important aspect of this plan, which includes classification of space done with originality. However, land use policy in the Regional Environmental Management Plan is too abstract to be standard to the other land use planning system. The method by which this plan will have practical effects on regulations and projects has not been clarified, however, and therefore, the efficiency of this plan is questionable.

1 はじめに

法律に基づかない自主的な地方公共団体の計画として地域環境管理計画の策定が環境部局によって試みられてきた。地域環境管理のためには土地利用が重要な要素であり、実際に地域環境管理計画においても土地利用のあり方に踏み込んだものもみられる。

この研究では、土地利用計画の側からみて、地域環境管理の立場からの要請に対してどのような対応が必要となっているのかを検討するために、これまでに策定された地域環境管理計画について、その策定の実態を整理するとともに、①方針設定等にあたっての計画対象空間の区分②図面による空間の把握③土地利用のあり方への具体的言及に着目して土地利用計画との関連を考察する。

2 地域環境管理計画策定の実態

地域環境管理計画の策定実態については、これまでになされてきた指摘とこの研究において調査対象とした計画書¹⁾の内容から次のような特徴が整理できる。

①法律に基づく計画でなく、地域環境管理計画という名のもとで、目的、構成、手法等形態が多様である。法定計画が多くの場合、同じ構成、手法あるいは目次となっていることは大きく異なる。

地域環境管理計画に対して、計画内容等に関する通達が国から示されているということはない。しかし、モデル計画の策定等による調査や地域環境管理計画に関するアンケート調査が実施され、調査研究と情報提供が行われている。1986年には「地域環境管理計画計画策定の手引き」をまとめ示している²⁾。この手引きでは、公害、自然環境、快適環境（近隣問題、空間構成、歴史的文化的資源）という3つの分野を計画の対象として挙げている。

* 地域環境管理計画 土地利用計画

**正会員 工博 武蔵工業大学講師 工学部土木工学科
(〒158 世田谷区玉堤1-28-1)

地域環境管理計画の位置付けについては、「総合計画の目標を環境面から実現するための計画、言い換えれば総合計画の環境版」³⁾、「総合計画と対立するものではなく、総合計画の円滑な実施を図る上で極めて重要な配慮事項を環境の側面から明かにするもの」²⁾といった設定がみられる。さらに、地域環境管理計画を、1)行政機関、住民、事業者など地域の構成員の共通のヴィジョンの確立と人々の自発的な活動を引き出すことによるトータルな「地域の質」の向上、2)「科学的な環境管理システム」の確立、3)「都市・農村交流時代」への対応」の3点によって意義付けている例⁴⁾もある。

様々な形態と狙いを持った地域環境管理計画のタイプは様々に整理されているが、環境庁調査では⁵⁾、1)公害防止計画型2)総合計画環境編型3)環境影響評価技術指針型4)モニタリング型5)環境データバンク型6)土地利用管理計画型に分類している。また、19

88年の環境庁のアンケート調査では⁶⁾、35の地域環境管理計画を分類し、総合型(公害防止、自然環境、快適環境)17、公害防止及び自然環境型1、公害防止型(大気)3、公害防止型(水質)12、自然環境型1、その他(環境影響評価技術指針型)1に区分している。さらに、特殊環境管理計画(公害管理型、快適環境管理型)と総合環境管理計画という区分を行っている例⁷⁾もある。

地域環境管理計画は、大気や水質等の個別の項目に着目した公害防止計画型及び自然環境型の計画と、環境の形成を総合的に捉え、地域内の環境区分、地形土壌等を重視して環境利用適性、土地利用のあり方に着目した総合計画型の計画に大きく分けられる。②地域環境管理計画は当初、公害防止計画の発展として公害対策の総合的な計画として出発したが、従来の環境行政の枠を超えて快適環境の積極的形成、都市づくりに踏み込んで、「環境創造」を組み入れてきた⁷⁾。

表-1にこれまでの地域環境管理計画の策定状況を整理した。これまでの傾向を環境庁資料⁶⁾では、次のように捉えている。1973年に公害防止に係る総合計画として先導的な役割を果たした大阪府環境管理計画が初めての環境管理計画として策定された。当初は、京都市、神戸市の計画のように公害防止に関する環境管理計画が主流であった。1977年の兵庫県地域環境管理計画、1979年の石川県環境管理基本計画から公害防止に限らない総合型の地域環境管理計画がみられるようになった。1980年代から環境管理計画の策定が多くなり、政令指定都市以外の市レベルでも策定がみられる。また、最近の傾向として、公害防止型から総合計画型環境管理計画への移行、情報システムの導入、定量化が困難なアメニティー等の要素の取り入れが挙げられる。

当初は公害防止計画型の地域環境管理計画が多かったが、最近では、総合計画型の計画へ移行しており、そのようなタイプの計画では、土地利用へのアプローチが重要な要素になっている。このような地域環境管理計画について、「地域という面的、立体的な広がりの中で土地利用の「適合性」を一体的、総合的に把握し、よりよい土地利用により地域環境の保全と良好な環境の創造を目的とする計画＝土地利用適性環境管理計画」という分類を行っている例⁸⁾も

表-1 地域環境管理計画の策定状況

策定年	地域環境管理計画
1973. 9	大阪府環境管理計画
1974. 5	神戸市の大気・水質に関する環境管理計画
1977. 7	京都市公害防止基本計画
1977. 7	兵庫県地域環境管理計画
1979. 2	川崎市地域環境管理計画
1979. 5	石川県環境管理基本計画
1980. 2	鹿児島湾水質環境管理計画
1980. 3	膝川をきれいにする計画
1980. 10	宮城県環境管理計画
1981. 3	浜湖水質環境管理計画
1982. 12	大気環境管理計画(富山県)
1982. 4	印旛沼・手賀沼の水質管理計画
1983. 12	大阪府環境総合計画
1983. 2	中南海域環境管理計画(三重県)
1983. 3	かながわ環境プラン(神奈川県)
1983. 3	越谷市環境管理計画
1983. 5	池田湖水質環境管理計画(鹿児島県)
1984. 12	大阪府水質環境保全基本計画
1984. 12	中海水質管理計画(鳥取県)
1984. 1	六道湖・中海水質管理計画
1985. 3	大阪府大気環境保全基本計画
1985. 3	北勢地域環境管理計画(三重県)
1985. 7	東大阪環境保全計画
1986. 3	最上川上流部水質環境管理計画
1986. 3	大村湾水質管理計画
1986. 3	千葉県環境管理計画
1986. 3	あいち環境ヴィジョン
1986. 3	横浜環境管理計画
1986. 4	京都市環境管理計画
1986. 4	北九州市環境管理計画
1986. 4	第2期鹿児島湾水質環境管理計画
1986. 9	沼津河川環境ガイド
1987. 2	福岡市環境管理計画
1987. 2	富山県水質環境管理計画
1987. 6	静岡県自然環境管理計画
1987. 6	秋田県地域環境管理計画
1988. 3	滋賀県環境管理計画
1989. 2	東京都幸地環境管理計画(三重県)
1989. 2	伊勢志摩地域環境管理計画(三重県)
1989. 3	名古屋川環境管理計画
1989. 3	沼田川水質環境管理計画(広島県)
1989. 3	津津川の川水質に係る環境管理計画
1989. 10	埼玉県環境管理指針
1989. 11	北海道環境管理計画
1990. 3	赤穂市環境管理計画
1990. 4	新潟市環境管理計画
1990. 4	岐阜県環境プラン
1991. 3	ひょうご快適環境プラン
1992. 3	ふくしま環境プラン
1992. 5	環境管理計画(宮城県)
1992. 5	東京都環境管理計画

1990.4までについては「地域環境管理計画の手引き」及び環境庁資料により作成した。1990.4以降については、入手した計画のみでありこの他の策定状況についての確認は行っていない。

ある。

③総合型の計画はもとより水質、自然環境等に対象を限ったタイプの計画でもアプローチとしては、総合的な対処を心がけている。

④地域の環境の見方として衛生、健康、安全といった公害対策に際してとられてきた観点に加え、快適性、文化性、連帯感を重視している。これらの評価軸のもとに地域の個性、特性を重視し活かそうとする姿勢が強い。しかし、これらの観点は評価が難しくもあり、定量化の難しい「快適性」といった点について、計画策定を行った市町村では計画の達成度をどのように知なのかという問題意識もある⁹⁾。

⑤環境資源の有限性に着目している。「生活や社会経済活動の基盤となっている環境（大気、水、森林、土壌など）を有限な資源としてとらえて、人間社会が持続可能な成長を実現していくためには環境資源への適切な配慮が不可欠であるとの認識に立って、その創出も含め計画的な管理を行っていく³⁾」という「環境資源論」の考え方が採られている。

⑥単に文章上の方針や数値上の指針を示すという計画でなく、空間として捉えている計画が多い。環境利用適性図等として図面上に土地の評価が示されることも多い。

⑦短期の計画でなく、中長期を見通した計画である。

⑧環境カルテの作成といった手法がみられ、情報システムの構築にも力が入れている。

⑨住民を含めた地域の自発的な活動を重視し、「環境配慮」という点が強調されている。

⑩地域環境管理計画は、地方公共団体が策定を試みているが、国、都道府県、市町村、企業、住民等のネットワーク化が課題とされる。「公害防止行政における以上に、地方の役割がより重要となるであろうし、また中央と地方の関係も、これまでのように国→県→市町村といった上下関係ではなく、横の関係を重視するパートナーシップ関係となる」という指摘⁹⁾もある。

⑪地域環境管理計画に対しては、実際に策定した地方公共団体では⁹⁾、長期的、総合的な方針付けや目標の提示が役割として期待され、効果についてもこの点については比較的評価が高いが、他の行政部門との調整の場の設定や住民意識の向上という点では、なお活性化を必要とする意見が多い。施策の体系化、

情報システムの整備、調整方針の明確化という点についても、活性化が必要であるとしている。計画の実効性を向上させることに関する意見が多く、この延長線上のものとして、この計画を法的に根拠付け、計画の位置付けを明確化するとともに、強制力の付与を求める意見もみられる。

3 地域環境管理計画と土地利用

これまでに策定された総合計画型の地域環境管理計画の中から18の計画を対象にして、土地利用との関連をみていくことにする。

地域環境管理計画は、それぞれの行政区域内を環境の特質に応じて区分して環境特性を評価し、配慮事項を示すものが多く、また、それが計画の中心ともなっている。計画対象地域を空間的に分析評価す

表-2 都県市環境管理計画における空間区分

計 画 名	空間区分とその区分にあたっての考慮事項
かながわ環境プラン 1983 神奈川県	■ 6地域区分：新神奈川計画の区分 □ 32細区分（ユニット）：河川流域、地形等の自然環境特性を考慮
ふるさと千葉環境プラン 1986 千葉県	■ 6地域区分：行政界でない河川流域等自然環境条件を考慮 □ 49地区区分：6地域区分を表流水域、地形・地質によって区分
横浜市環境管理計画 1986 横浜市	■ 83地区区分：行政区、土地利用、地質等を考慮
京都市環境管理計画 1986 京都市	■ 6地域区分：土地利用、緑、人口密度、環境汚染状況、地形、河川、道路、鉄道等を考慮
北九州市環境管理計画 1986 北九州市	■ 7地域区分：行政界 □ 9地域区分：7地域区分のうち2地域を山塊によってそれぞれ2地域に区分
あいち環境ヴィジョン 1986 愛知県	■ 13地域区分：広域市町村圏（名古屋を除く）
伊勢志摩地域環境管理計画 1988 三重県	■ 県内を区分して地域別に計画を作成している □ 3ゾーン区分：平地、沿岸、内陸
埼玉県環境管理指針 1989 埼玉県	■ 一次区分－9地域：日常生活圏として設定された広域行政圏 ＝埼玉中期計画の地域区分 □ 二次区分－31地区：①人口密度、土地利用状況、自然条件、土地利用の動向等を勘案した行政界 ②地形による区分（低地、台地、丘陵地、山地のどちらかを一次区分別に選択
赤穂市環境管理計画 1989 赤穂市	■ 6地域区分：自然的要因、社会的要因、歴史的・行政的要因
新潟市環境プラン 1989 新潟市	■ 7地域区分
ひょうご快適環境プラン 1990 兵庫県	■ 6地域区分：自然的条件、歴史的・社会的条件
ふくしま環境プラン 1991 福島県	■ 7大区分 □ 25中区分 △ 155小区分：水資源、地盤、景観資源、緑地流域界、谷筋等
環境管理計画 1992 宮城県	■ 7圏域：広域市町村圏
東京都環境管理計画 1992 東京都	■ 8ゾーン及び13ブロック：第三次東京都長期計画の区分

表-3に掲げた18の計画のうち、地域区分を行っているもののみを挙げている。区分の根拠を記載していないものは、計画内で明確にされていないものである。

ることは、土地利用と密接な関係を持つ。そこで、①方針設定等にあたっての空間の区分②図面による空間の把握の実態についてみる。さらに、計画書での③土地利用への具体的言及を整理した。

(1) 空間の区分

表-2に地域環境管理計画の方針設定等にあたっての計画対象地域の空間の区分について整理した。静岡県、岐阜県のように地域区分を行っていない計画も4つあるが、残りの14の計画で計画対象地域の空間区分を行っている。

空間の区分については、①都県の総合計画との整合を図るために総合計画の区分を踏襲するもの（宮城県、東京都等）と②土地利用、地質、地形等を考慮して独自の空間区分を設定するもの（横浜市、京都市等）がある。この他、大区分を行った上で細区分を行っている計画が多く、この場合、大区分では、総合計画等での行政区域を基本とした経済的、歴史的区分を重視した区分を踏襲し、さらに、流域、地形、地盤条件、緑、土地利用等の観点から地域環境管理計画独自の細区分を行っている場合がみられる

（神奈川県、埼玉県等）。大区分とその細区分といった形態を採ることで地域環境管理計画の独自の視点と他の関連計画との整合を図ろうとする姿がうかがわれる。

(2) 図面による空間の把握と方針設定

空間の環境の質を把握するために、図面上の作業が行われ、これを多彩な形態で計画書に示している場合が多い。表-3は、計画書に示されているこのような図面による作業を整理したものである。

図面による分析としては、①大気、騒音等の公害に関する項目の状況を示すだけでなく②身近な緑や自然、景観を評価する計画が多くさらに③快適環境の総合的な評価を試みている計画もある。しかし、従来都市計画の分野で市街地環境の分析にあたって行われることの多い建物の密度や用途の混在といった観点の分析は地域環境管理計画の中では行っていない。

これらの環境の評価としては①メッシュによって対象地域を分析する手法（宮城県、東京都等）と②即地的な土地の地質等の情報から都市的利用適性、

表-3 都県市環境管理計画における図面による空間の評価と方針の提示

計 画 名	●：図を用いて将来のヴィジョン又は環境利用適性を示している事項 ◎：図を用いて空間の質の分析を行っている事項
かながわ環境プラン 1983 神奈川県	◎地域別に地質、流域の図を示している （計画とは別に地域環境情報書として自然の生産性条件図、景観資源・ヴィジョン資源等の条件図等の図集が作成されている）
越谷市環境管理計画 1983 越谷市	●公害・災害規制ビジョン図（地盤沈下規制ゾーン、騒音・振動規制ゾーン、洪水規制ゾーン、水質汚濁ゾーン） 快適環境・自然保全ビジョン図（快適環境創造ゾーン、自然植生保全ゾーン、水路、河川、歴史的文化的資源保全ゾーン）を示している
ふるさと千葉環境プラン 1986 千葉県	●49地区区分を図示し目標と指針を提示している
横浜市環境管理計画 1986 横浜市	●83地区区分を図示し環境特性及びこれに基づく環境への配慮事項（自然・景観、安全、水辺、みどり、歴史・文化、都市基盤等）を提示している
京都市環境管理計画 1986 京都市	◎500mメッシュ等によって環境汚染状況、快適環境状況（緑生被覆面積率等）を分析している
北九州市環境管理計画 1986 北九州市	◎メッシュ等により、空気のきれいさ、緑とのふれあい、自然景観等を評価している
あいち環境ヴィジョン 1986 愛知県	◎13地域毎に地域指定状況、公害の状況等を図示している
静岡県環境管理計画 1987 静岡県	◎生態地図（自然景観、半自然景観、耕作地景観、都市景観の立地をメッシュで区分）を示す
伊勢志摩地域環境管理計画 1988 三重県	●大気状況評価（メッシュ）等により現況を評価するとともに、地域環境特性評価図（表流水の流出性・かん養性、植生の自然評価機能、景観資源分布）を作成している
埼玉県環境管理指針 1989 埼玉県	●地図上に環境特性図（表流水、地下水、地盤、生態）及び環境利用適性図（都市的、農林業、自然保全）を提示している
赤穂市環境管理計画 1989 赤穂市	◎大気の状態、地域指定、環境資源等について図を用いて現状を分析している
新潟市環境プラン 1989 新潟市	◎環境情報図（土地利用、水害、地盤）を作成している
ひょうご快適環境プラン 1990 兵庫県	●メッシュにより大気の状態等を分析するとともに、ふれあいの環境資源図、快適環境創造の課題図を示している
ふくしま環境プラン 1991 福島県	●詳細な小区分（155区分）を図示し特性の分析と配慮事項を提示している
宮城県環境管理計画 1992 宮城県	◎1kmメッシュで自然環境質指数と地盤沈下危険度が示されている
東京都環境管理計画 1992 東京都	◎500mメッシュによって自然環境特性と快適環境総合指標（まちのすがすがしさと静けさ、自然とのふれあい、まちの美しさゆとり）を示している

自然保全機能の評価等を地図上でを行い、土地利用の適合性を示す手法（三重県、埼玉県等¹⁰⁾）が地域環境管理計画でみられる特徴的な手法となっている。

今後の方針設定については、即地的な土地利用適性の提示（三重県、埼玉県等）や詳細な細区分を図示してそれに対応した配慮事項を提示する（横浜市、福島県）以外には、今後の方針を空間的に図面として示している計画は越谷市、兵庫県のみと少ない。

(3) 土地利用への具体的言及

表-4に地域環境管理計画の土地利用への具体的な言及の概況を整理した。どの計画でも土地利用に関連した事項の記載がみられるが、その形態としては、①空間区分毎に環境利用の配慮事項を示す際に土地利用や具体的な事業等の実施にあたっての配慮事項が記載される場合と②特定の地域に限らず一般的に

土地利用計画への配慮事項が示される場合とがある。

土地利用に関する配慮事項としては、自然植生、森林等の積極的な維持・保全、農用地の積極的な保全、歴史的・文化的遺産や風土景観の保全、市街地の緑化の推進等の事項が記載されているが、これらの配慮事項は、抽象的な方針設定に終わっている印象が強い。

中には、越谷市のように条例を制定して、環境配慮事業を規定し、その事業にあたっては環境配慮報告書の提出を求めるといった仕組みまで用意している例もある。しかし、一般的には地域環境管理計画で示された空間的な区分とそれに対応した配慮事項を具体的な土地利用計画、規制につなげる道筋が明確でない。

表-4 都県市環境管理計画における土地利用への言及

計画名	■：空間区分別の土地利用に関連する事項等の記載 ●：土地利用に対する配慮等に関する記載 ▽：その他の事項
石川県環境管理計画 1979 石川県	▽環境の総合管理の一項目として土地利用計画の確立をあげている
かながわ環境プラン 1983 神奈川県	■32細地域区分毎に環境特性と環境づくりの重点を示している ●環境資源利用にあたっての配慮指針として、事業計画の初期構想の段階において、土地を中心とした環境資源の利用について環境への配慮を検討するための考え方を示している
越谷市環境管理計画 1983 越谷市	▽各種計画・事業規制誘導シナリオとして、地域総合振興計画、土地利用系計画（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画、地域地区に関する都市計画）、都市計画事業、民間施行による各種開発事業に対する配慮事項を示している ▽条例により、環境配慮事業を指定し、事業の実施にあたって環境配慮報告書の提出を求めている
ふさと千葉環境プラン 1986 千葉県	■49地区区分毎に目標と指針を示している ●環境利用に当たって配慮事項として土地利用計画についての配慮事項を示している
横浜市環境管理計画 1986 横浜市	■83地区区分毎に環境特性及びこれに基づく環境への配慮事項（自然・景観、安全、水辺、みどり、歴史・文化、都市基盤等）を示している
京都市環境管理計画 1986 京都市	■6地域区分毎に地域概況（社会、公害、自然、文化）と環境づくりの方向（交通公害、水質、緑等）を示している
北九州市環境管理計画 1986 北九州市	■9地域区分毎に環境特性、望ましい環境像、快適環境づくりのみちすじ、快適環境づくりのてだて（緑地整備、再開発、景観整備、下水道整備等）を示している ●環境利用にあたり配慮すべき事項の一項目として土地利用に関する計画について配慮事項を示している
あいち環境ヴィジョン 1986 愛知県	■13地域毎に別冊として、環境特性、地域全体に関する指針、自然環境の保全・利用に関する指針（良好な自然、生活周辺の自然、歴史的文化的環境）、公害防止等に関する指針を示している ●ヴィジョンの実現に向けての一項目として土地の計画的利用推進をあげている
静岡県環境管理計画 1987 静岡県	●快適な環境づくり等の項目の中で土地利用に関しても触れている
伊勢志摩地域環境管理計画 1988 三重県	■環境の現況と今後の課題として、土地利用を分析し、適正利用の方向を示している
埼玉県環境管理指針 1989 埼玉県	■一次区分毎に地域特性を評価し二次区分毎に管理指針（自然的特性からみた管理指針、住宅利用、工業利用に関する管理指針）を示している
赤穂市環境管理計画 1989 赤穂市	■地域毎に、環境特性、望ましい環境像、環境保全目標と方針（都市景観、身近にある自然の保全）、シナリオ、配慮項目（景観、土地利用、水質等）を示している ▽環境情報システムの整備に力点を置いている
新潟市環境プラン 1989 新潟市	■地域毎に環境特性と環境への配慮指針を示している ●環境資源の利用にあたっての配慮指針として、土地利用の基本方針を示している
岐阜県環境プラン 1990 岐阜県	●環境資源の利用にあたっての配慮指針として、土地利用に関する配慮指針を示している
ひょうこ快適環境プラン 1990 兵庫県	■地域毎に環境の特性、地域環境ヴィジョン、主要環境施策を示している
ふくしま環境プラン 1991 福島県	■地域毎に環境特性、配慮事項を示している ●環境資源の利用にあたっての配慮事項として、土地利用に当たっての配慮事項を示している
宮城県環境管理計画 1992 宮城県	■地域毎に環境特性、環境配慮事項を示している ●環境の適正利用にあたっての配慮事項として、土地利用に関する諸計画の策定等における環境配慮事項を示している
東京都環境管理計画 1992 東京都	■ゾーン別に地域づくりの方向を示し、まちのすがすがしさと静けさ、自然とのふれあい、まちの美しさやゆとりの3つの毎に方針を示している ●土地利用にあたって環境面から配慮すべき指針を示している

4 まとめ

地域環境管理計画は、環境の形成を総合的に捉え、土地利用のあり方にも着目したものとなってきた。計画対象区域内を環境の特質に応じて区分して環境特性を評価し、配慮事項を示すことが一般に行われている。

空間の区分については、総合計画等との連携を重視して、その区分を踏襲するものもみられるが、流域、地形、地盤条件、緑、土地利用等の観点から地域環境管理計画独自の細区分を行っている場合が多い。また、対象とする空間の評価については、メッシュによる分析と即地的な土地の地質等の情報から都市的利用適性の評価等を行い、土地利用の適合性を示す手法がみられる。これらは市街地環境の質や都市の構造まで含めて分析しているわけではないが、自然環境、景観、環境資源の評価については、土地利用計画に対しても保全すべき地域に関する線引き等にあって重要な情報を提供するものとなっている。

土地利用のあり方に対する具体的な方針の提示に関しては、地域環境管理計画独自の土地利用に関連したフレームや容量を示すといったことがされているわけでもなく、また構想図等として空間的に具体的に示される例も少なく抽象的なものに留まっている。

地域環境管理計画は、都市圏環境整備に対する新しい見方と切口を提供し個々の計画自体は個性があっても魅力的なものが多いが、そもそも法定計画でないこともあって、行政上の位置付けが明らかでなく、具体的な規制や事業への関与の道が不明確でその効果が問題である。地域環境管理計画は、「総合計画の環境版」という位置付けがなされる場合もあるように、多くの場合総合計画との関係が重視されているが、実際に規制や開発に関与する土地利用計画との結びつきがどのように行われるかが問題である。この場合、現在の地域環境管理計画が総合的なマスタープランを指向している実態からみると直接都市計画等の個別規制法と結びつけるというより、国土利用計画¹¹⁾、土地利用基本計画といった全体的な土地利用計画の調整機能を有する計画との連携を図ることが重要であると考えられる。また、地域環境管理計画で行われている環境の特質に応じた空間の

区分と配慮事項の提示に関しては、広域的に土地利用の方向性を設定し関連施策を講ずる首都圏等の政策区域制度¹²⁾のような手法を通じて都市の構造や土地利用に関与していくということも考えられる。

この研究では、総合計画型に分類される地域環境管理計画の計画書の実態について、並列的、全般的に調査したに留まっているが、土地利用計画にとって地域環境管理の問題意識から何が問題なのかを地域環境管理計画との関係でさらに検討するためには、地域環境管理計画で土地利用に関して配慮すべきこととして指摘されている事項が、土地利用計画の側で具体的に対応できているのかの整理、地域環境管理計画でみられる土地利用適性等の空間の分析が土地利用計画の地域指定等の実態と整合しているのか、あるいは、地域指定の場でどのように活用できるのかの検討等が必要となる。

参考文献等

- 1) 表-4に掲げた18の計画を調査対象とした。
- 2) 地域環境管理検討会(環境庁)：地域環境管理計画策定の手引き、1986年
- 3) 土木学会編：土木工学ハンドブック65環境システム、技報堂出版、1990年
- 4) 阿部孝夫：地域環境管理計画策定の理論と手法、ぎょうせい、1986年
筆者は、環境庁の環境管理計画の担当課長の時点で著作されている。
- 5) 環境庁委託研究：地域環境管理計画システムの概念設計に関する研究、1978年度
- 6) 環境庁企画調整局環境管理課：地域環境管理計画に関するアンケート調査結果の概要、1990年
- 7) 宇都宮深志：環境管理計画の背景と目的、環境情報科学16-2、1987年
- 8) 山村恒年：環境管理計画と土地利用、都市問題、1986年
- 9) 宇都宮深志：環境創造の行政学的研究、東海大学出版会、1984年
- 10) これらの環境利用適性図の作成手法は、リジョナル・プランニングチームが地域生態計画として提案してきたものに沿っている。
リジョナル・プランニングチーム他：地域生態計画の方法と実践Ⅰ、建築文化30巻344号、1975年
リジョナル・プランニングチーム他：地域生態計画の方法と実践Ⅱ、建築文化32巻367号、1977年
- 11) 国土利用計画は、土地利用に関して基本となる計画として位置付けられ、全国計画については環境の保全に関する事項について環境庁長官と国土庁長官の共管となっており、開発計画に対してチェックする役割を持っている。しかし、その計画の効果については、問題を抱えている。
- 12) 中村隆司：首都圏整備計画制度の変質と政策区域制度、日本都市計画学会学術研究論文集(26)、1991年